

令和 4 年度実施宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会要旨

本県では、新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議しております。

- 1 新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランス・感染拡大防止策に関すること
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制に関すること
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制に関すること（フェーズの移行に関することを含む。）
- 4 その他新型コロナウイルス感染症の対策を図るために必要な事項

【協議会開催状況】

今年度は 2 月 6 日時点で計 5 回実施しております。

●第 19 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日 時：令和 4 年 4 月 21 日（木）午後 7 時から午後 8 時 30 分まで

場 所：県庁防災庁舎 43・44 号室

出席者：高橋透、小嶋崇嗣、山中篤志、岡山昭彦、吉田建世、
江川千鶴子、本田憲一、濱田政雄、峰松俊夫、眞柴晃一、
帖佐悦男、有水勇一郎各委員

会議次第：感染の状況について
県の対応方針の見直しについて
今後の対応について

●第 20 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日 時：令和 4 年 7 月 8 日（金）午後 7 時から午後 8 時 30 分まで

場 所：県庁防災庁舎 43・44 号室

出席者：袈裟丸未央（代理）、小嶋崇嗣、山中篤志、岡山昭彦、
吉田建世、又木真由美、本田憲一、山村善教、峰松俊夫、
眞柴晃一、高城一郎（代理）、有水勇一郎各委員

会議次第：感染の状況について
今後の対応について

●第 21 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日 時：令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 6 時から午後 7 時 30 分まで

場 所：県庁防災庁舎 43・44 号室

出 席 者：袈裟丸未央（代理）、小嶋崇嗣、山中篤志、岡山昭彦、
吉田建世、又木真由美、本田憲一、山村善教、峰松俊夫、
眞柴晃一、帖佐悦男、有水勇一郎各委員

会議次第：感染の状況について
今後の対応について

●第 22 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日 時：令和 4 年 12 月 1 日（木）午後 7 時から午後 8 時 30 分まで

場 所：県庁防災庁舎 43・44 号室

出 席 者：袈裟丸未央（代理）、小嶋崇嗣、山中篤志、岡山昭彦、
吉田建世、又木真由美、本田憲一、山村善教、峰松俊夫、
眞柴晃一、帖佐悦男、有水勇一郎各委員

会議次第：第 6 波及び第 7 波の状況について
国の新たなレベル分類を踏まえた県の対応について
現在の感染状況について
今後の方針について

●第 23 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

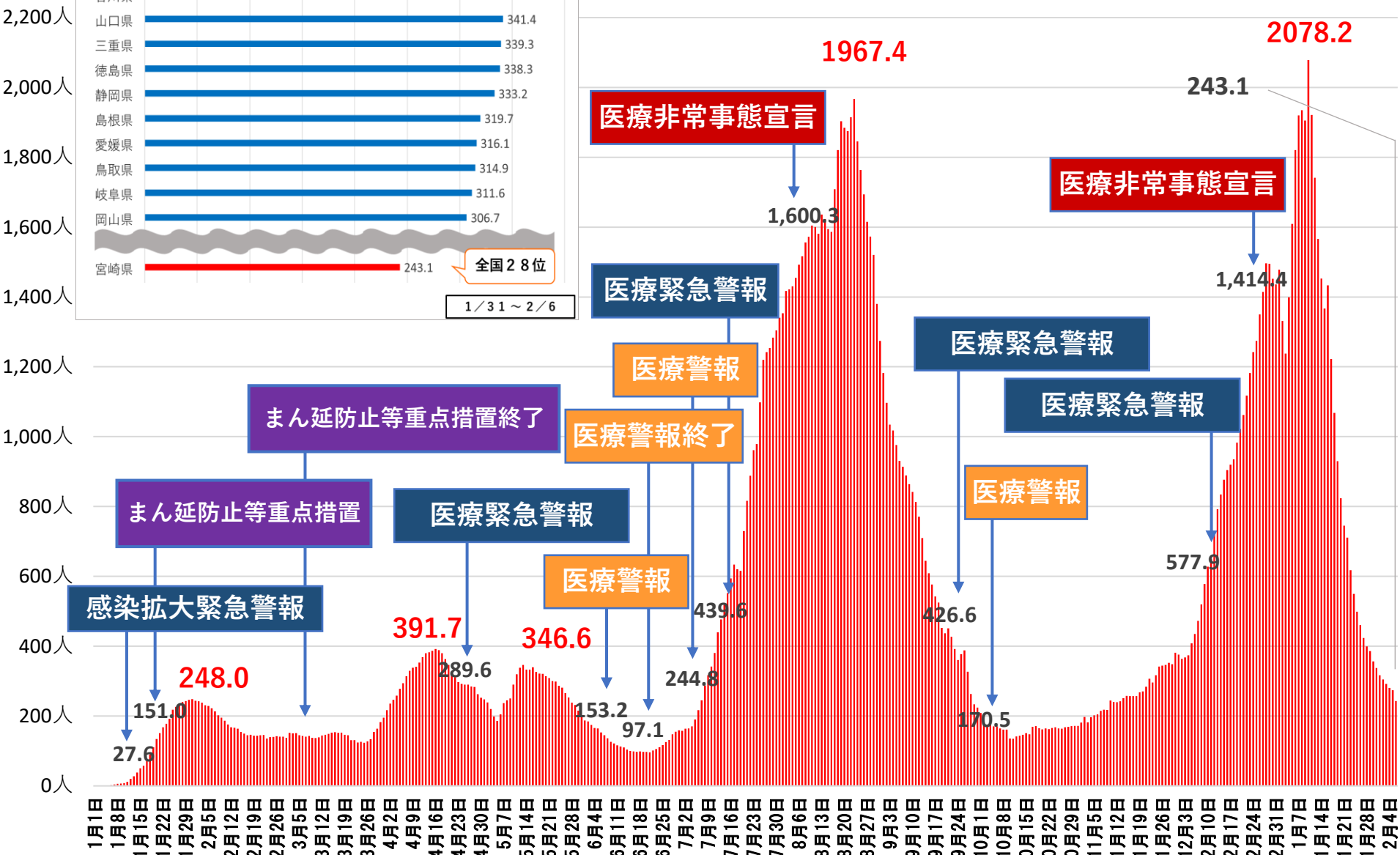
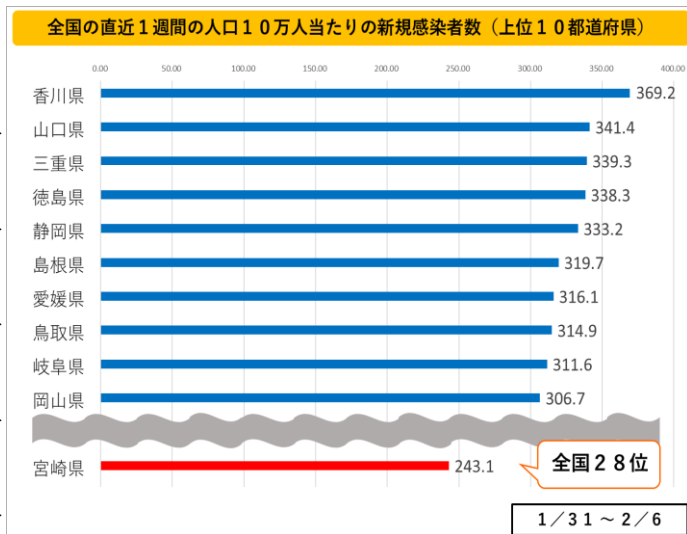
日 時：令和 5 年 2 月 6 日（月）午後 6 時から午後 7 時 20 分まで

場 所：県庁防災庁舎 43・44 号室

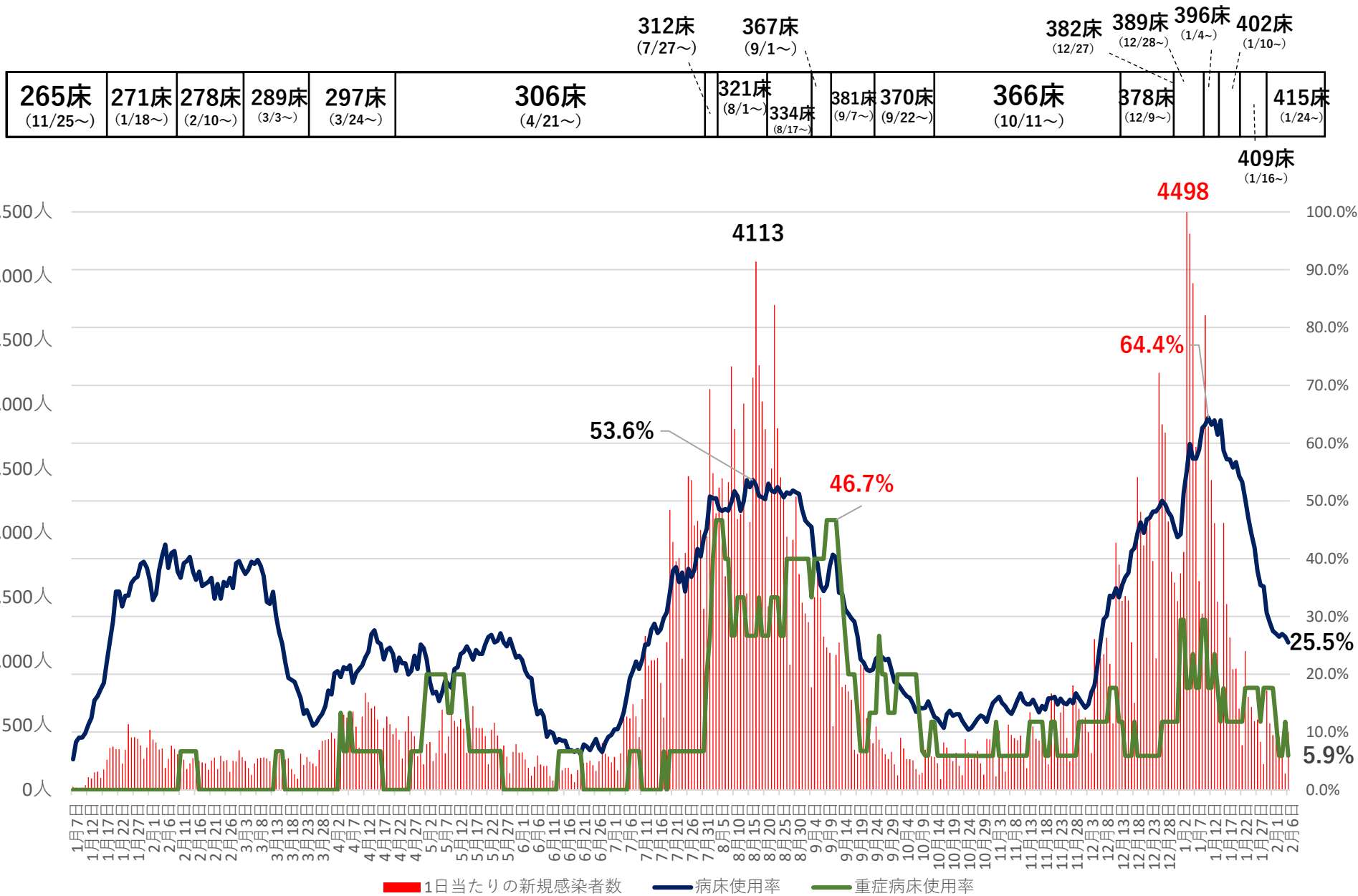
出 席 者：袈裟丸未央（代理）、押川美香（代理）、山中篤志、岡山昭彦、
吉田建世、又木真由美、本田憲一、山村善教、峰松俊夫、
眞柴晃一、高城一郎（代理）、有水勇一郎各委員

会議次第：感染の状況について
今後の対応について
後遺症の実態把握調査について
感染症法上の位置づけの変更等について

直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



新規感染者数と病床使用率の推移



※病床使用率、重症病床使用率は、新型コロナウイルスの確保病床における入院患者をベースに算定

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランス・感染拡大防止策に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制に関すること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制に関すること（フェーズの移行に関することを含む。）
- (4) その他新型コロナウイルス感染症の対策を図るために必要な事項

2 前項に掲げる事項の実施・調整を図る組織として、協議会に本部長、本部員により構成する宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部を設置する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、宮崎県福祉保健部長が招集する。

2 協議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部感染症対策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	氏名	所属等
宮崎県感染症対策審議会委員	清 山 知 憲	宮崎県市長会（宮崎市長）
	小 嶋 崇 嗣	宮崎県町村会（新富町長）
	山 中 篤 志	県立宮崎病院部長
	岡 山 昭 彦	宮崎県健康づくり協会 健康推進部長
	吉 田 建 世	宮崎県医師会常任理事
	又 木 真由美	宮崎県看護協会常務理事
	本 田 憲 一	宮崎県薬剤師会副会長
宮崎県医師会	山 村 善 教	宮崎県医師会副会長
	峰 松 俊 夫	宮崎県医師会理事
感染症指定医療機関代表	眞 柴 晃 一	県立宮崎病院副院長
宮崎大学病院医学部附属病院	帖 佐 悦 男	宮崎大学医学部附属病院長
宮崎県消防長会	有 水 勇一郎	宮崎県消防長会長